『椿説弓張月』残編六

遺孤
南嶋を
一統
舜天と
稱せ

稽山文庫
國文學
図書館

林生天満宮を再興ありとかの。寿星老上蓬莱も舊樂八七ひと。
中葉より明楽と撮合し。その名を今に存するとて大約此國に浮屠
の法。只禅と密との三教あり。上代には水葬のことなりしを舜天王のこと
に。水葬を禁ぜられて。土葬とし。爰に日本の古実に本づきしかば只平民
も火葬ならるる。聽しめ。さて行に文治四年の春。熊野の神を紀
らんとて未吉に宮社の手斧をじめさるる折。草木一夕に槁鴉あまた死に
ければこれを平るゆめ。じとて。朝野眉根を顰めり。この年日本に我徑
衣河の館に滅亡して。海内まとく無異に属せしかば源頼朝鄉鎮西に
下知を伝へて貴賀井を奪ひ降せとぞいそぎまふ。奇賀井は即奇界にて。
前に所云琉球の惣名。緯の濫觴をなすなり。今茲春三月の比
鎮西の武士宇都宮所衆信房が。琉球の地圖を進じまるに。天野

頼朝御遠景に
貴賀井を
討しまふ
上巻八の
第四葉
第五葉

藤内遠景并に所衆信房に大将として數の軍兵を起さ彼諸嶋を。
撃ちさだめよとて。下知せられ。北條以下の老臣。ちからくこれを諫め
ども。頼朝一切聽ずして。遠景信房に。太平山まで攻よとぞ。
中山へ伝へ。舜天王は松壽紀平治鶴亀に石集合。今や頼朝武
運高く。虎賁三千百万騎を將ぶ。されば故なくも。兵を南鄙の藩
屏に加へんとて。寡は固めて。衆に敵ぞ。小は固よりて大に敵
ぞ。且これと鎌倉主とは後世なり。頼朝は舜天と為朝の子と
ちふ。これいとぞ同宗の好を破ぞ。速に和睦を請ひて民の
塗炭を救ふ。もとぞと。驚く氣色もなく。流示しまふ。人は衆皆仁あり我
あるを感服。聽て林太夫をして。和議のことを行せしかば。遠景信房
も。その慎ぶかしてに礼儀厚に。竟に軍兵を入れず。こを是

本文は別に抄録して好事の一看に至るべし

諸神の擁護ふよりて舜天王ハ殊ふいそがして未吉の社を建立ふ
ふ遠景等ガ軍兵を起さる。次の日故なく枯るる草も木も俄頃ふ花
開て鴉の死るるほどよりも一叢の菊生出る。秋ふ至てその花
をえるふ色香完ふ凡常にあらぶ。これも亦後の栄をもちしるしなり。熊
野の神の示現なりふ。そのて菊と八咫鴉とを名つけるふ苗
世ふ伝て。四知堂詩稿ふ八咫鴉を咏ずる詩あり。録して證とす。

紫袍金帯已堪誇　此菊偏名八咫鴉
不向斜陽深處噪　也教載酒訪陶家

琉球の楊文鳳ガ作なり。かくて中山ふ異ふ属して舜天王の徳二十六
嶋ふ淳化し民間ふも毋字を習ひて日用の書記ふ便利あり。國ふ学校
を置く。和漢の文章ふ長かぶ。紀手治ハ百歳の上寿をたもち。松寿も
又八十餘歳ふ至る。この両大臣没して後鶴亀同胞と。松寿ガ子高満と。
國の政を執り行ひ。舜天在位五十年（俗信録ふ十一年に作る）ふして嘉禎三年ふ
卒と。享年七十七。或ハふ七十二歳その病ひ危うしとて。ちん子舜馬順熙を枕方ふ
招きて宣ひけるハ。汝父八郎殿ハ蓋世の勇将ふして忠義又篤しとい
ども。生涯孤島ふ沈淪して志を遂ずハ。ざるハ。これ不肖なりといども。その子
なり。身ハ南嶋ふ病死ねども。心ハ故国の日本へかよ。ふよ。つ。ぶ魂を。
かるべ。廃兄足利義包（幼名朝稚義包或ハ義兼ふ作る。これ足利義康の養子。我二編ふ八郎ふ作る）の家ふ去ぬ。
義包の子孫ふ。つぶ名のる敦の尊の字と象るの生まれ。舜天
ガ後身と。ぶ。それ日の本の武ふ。とるして。父の志を果さ。と言
ふ。ひさるぶ。露だるもたぶ。義包のちん子と義氏とまうし。義氏の
ちん子泰氏。泰氏のちん子家時。家時のちん子貞氏。貞氏のちん子高氏。

正慶の軍功ありて。後醍醐院。おん諱の一字を賜り。尊氏とあらためられ。武威海内を靡かす。京都将軍の祖と仰ぎ奉りし。彼舜天の名の号敦とそる氏の尊の字と。暗合せしこそ不思議なれ。かくて第二世の王。舜馬順熙王い在位十一年ゆして。宝治四年ゆ卒を。享年六十四。舜馬順熙のおん子。そるうち位を嗣めふ。諱い義本。これと義本王とと。南嶋まそく無事はして。道ある世ことめでたくそれ以下係于日本之事

文治三年秋九月廿五日の朝まぐたゆ讃岐国白峯ゆる。崇徳院の山陵をちれる丁ゆ。起出て落涙とうれ拂ふんとそれども。誰とい知らぬ。身丈い七尺ばかりして。肚甲ゆ朽葉色の狩衣ちる武士ゆ。廟の柱ゆ身を倚かけ。腹を十文字にうき切くとり。此彼うち驚れつ。こいいたと罵り騒げども。既ゆ縡断れば。名字と問んまそぐゆ。平家の残黨ゆや

あらんずらんとて。ゆぐて国の守護ゆ告。その鑒定ゆまうとれとい人ども。年の齢い既ゆ七十ゆ及べる。紅紫人ありけて。件の旅地二郎。死人の面をはぐとうち覩て。怪しやこのの面新い紅紫の曹司ゆ似たりとい人ば。衆皆吐とうち笑ひて。為朝ぬしい。むかし狩野介茂光ゆ攻られて。大嶋ゆて自殺しぬし。首と京師へのぐされと。そるうの今将ゆ。平家の残黨ゆるべしとて。縡の疑を京都のち護北條時政ゆ告れどゆ。彼死骸。ある夜忽然とう消失ぬ。ようく人ゆ。なほ怪しにあやしを累稱。これい狐狸の所為なりうまくそうふ。ねるうそ鈍けれと。或いたいたて或そうち笑ひ。先の使のいまぐ陽

ざれよ。亦人を走りて京都へ注進ありけて。後ふおりし合されば。為朝既ふ福禄寿仙の擁護と受又瀟洒院の引接よりて生るゝ神と。なり。神変不測の通力を以て日の本へ飛ゆくよりくどもの人間ふあり。日の夙念を果さんが為ふ白峯の山陵ふて。自殺を示し。魂て脱仙して。天地ふ徜徉し。人の為ふ生を利し。死を救んと誓ひ給へなるべし。○不題為朝の二男朝稚ハ。曩ふ足利義康ふ養れて。義包と名告り。義康の没後。家督を嗣て後四位下治部大輔ふ補せられ。左馬允。又下野の守ふ任へ。鎌倉殿ふ随従し。ゆゑ。先文治四年の春。義包二十五歳疲労ことあり。足利の館ふ蟄居ありふ。有一日假寝の夢驚て覚て。嫡男ふ義氏時ふ。八才を招て大息吻て密泪ふ。ゆゑ。これ今夢ふ実父八郎殿木原山の隠宅ふ生。清盛と狙撃んとて水行より溺人救ひ。折。暴風ふ

紙を破られ琉球へ漂泊し。以来の。凡十餘年の得失栄枯。いくばくさらん。近ころ瀟洒院の引接ふよりて生なるゝ神となりて日の本へ飛ゆく。白峯ふ示寂し。又身舜天丸ハ琉球国の王ふ。ありて源尊敦と名告り。舜天王と稱すること。この餘忠臣烈女の陰徳。佞人賊民の隠慝。ふ隨て一事も忘れず。不思議といふも疎ふ。ふ。足利の家ふ養れつゝ。ゆゑ。為朝の子なることを。ゆゑ。匿せば。遂ふ世ふ。ふ。いくども鎌倉殿ハ。おそろしく人なり。義包が。これ夢を。ふ。なんどいふ。必疑れん。おん身今より。ふ。三年を。孫ハ国字。ふ。ふ。密ふ。を記ふて後の曹たちのふ。ふ人よと。宜へば。義氏賢童なれど長物語を記憶し。その後より。閑室ふ入りて。父の物がたりを。ふ。隨ふ。祖父為朝一代のことを記。ゆゑ。宝庫ふ秘て。嫡子の外ふ。披見をゆるされ。ふ。氏

の時に至りて今川了俊のこれをとりけるや。難太平記に。足利殿
を為朝の子孫なるはしを載せ。惜べし件の秘録。将軍義尚公の時
應仁の火に係りて忽地烏有となれるぞかなしきれば足利義包朝臣に夢
てふりのも頼れて事の虚実を考ふんあるに猛き鎌倉へ出仕して遠景
信房に会て琉球のうやどもと問へば信房に答て今琉球の國王を
舜天と号したといふ。さてみまさくに義包を正夢なりと感悟ておもひと
万里のかなたにあるを行く。今茲文治四年の秋八月。後二位頼朝卿は藤原
泰衡に代討んとて。こぞりて數千の士卒をゐて。奥州へ進發ありし
うば義包もこの催促に従ひ人て。ありしかども目ざましく働きせず。
鎌倉殿に忌れん敬と遠慮して。ろくろく軍にもあらざりけるに。
為朝ちぐく神通をあらはして敵を調伏したまひしに。衆衡頻に敗軍

して。三十日にも拝ぞいひがひなく滅亡せり。この神恩に報んとて。
頼朝卿は凱陣の後八丈の来嶋なる為朝の社に彫造を加へ縁由を京都へ
勅奏ありしかば。ぞて為朝に正一位を贈りたまひ。後高倉院の宮の
おん筆して正一位八郎明神の額を賜下されしかば頼朝又衣冠束帯
の神像を造りして勅額をもて来嶋の社へ奉めまつりけり。この便宜
をもて八丈ふたしはしられ長女が腹なれ為朝の二子。太郎九為家
二郎九法師は鎌倉へ勢て為朝の子なるはしを賞えあげたまふ。
尾張うの熱田の大宮司使者を進らして嶋君のもとへまゐる。
頼朝さるうち太郎九は伊豆の大嶋を管領さしたまふの御教書を
なり下し二郎九法師は八丈嶋をまもり。弥陀寺の住持に補して八郎
明神の別當に兼帯せしめ嶋君ふい荘園二箇所を属られ。化粧料

あぞ賜てゞれ。されば太郎丸は大嶋太郎為家と名告りて後は大嶋
以下の五嶋を管領し。廿八騎の子孫を扶持してその家まさ〳〵繁昌
せり。又八丈嶋なる二郎法師は四男五郎成老臣として嶋の政を成
行しまひしゝば嶋人ホ二郎法師を為敬して弥陀寺の宮と稱し四男五郎
を太夫と稱せり。宮と太夫の子孫相續して六世繁昌ちゝりる。又嶋君
を熟田大宮司季範の息男大稚丸義實の妻となりて義信義直と
いふ男子ふたりを産てその家永く栄ゝり。じめ為朝九州ホ浮浪ゝ。
いまゞ白縫を取ありまひざりしゝて筑後國山門郡某の郷に東莊司
西莊司といふ郷士おの〳〵艷美ゝれ女児ひとりをりて。為朝ちゞし
この東西の女ホかよひまひしゝがいく行もなくかれゞホなりて後よ件の
女ども。ちゞ月よひとしく男子を産ホけゞ。為朝ハこれをちりたまりゝ
外祖の莊司ホ。源氏の仇曹司の落胤なれば。とて。爲因ホ養育ゞ
ホ保元の兵乱起て。為朝を伊豆の大嶋へ流されまひしゝば。崇をおそれて
世あをぬゝ〳〵匿ゝりたりホ文治四年ホ至て彼異母兄弟ハ為朝の子ども。
ゝゝ世ホ生れと偽ゞて。藤倉人ゝ正一條の因縁を変えあげて。歎たまう
せゝゝば。鎌倉殿貪婪ありて彼西東の子どもに一所懸命の莊園ホ宛
行ゝゝりその東あて生れ。氏東腹の源太と唱へ西あて生れゝりたる
西腹の源次と唱しゝは。子孫遂ホ西腹東腹を氏とせり。後ゝ腹を原
ホ書更しゝぞ今ゝ日彼因ホ東原西原と名告る人ありこれ為朝の
子孫なるべし。今ハ東原ハ衰へて西原氏のみ多ゝり。ゝりまホ足利義包
のこゝろ所あれば。為朝の子なるよしを披露ゝりまゝりたりとゝ人ども。北條
時政の縁者となりまひしゝかば。おのづゝら世の人のおりひよせも重く。

官位もたゞ進るまゝなれば。古の義包ねしに。身丈七尺ゐあまり。
膂力ハ三十人ゐ敵とぞ。もうれども生涯自己の勇力をたのみて
うて。風狂してゆせしかば。頼朝も底意ゐ忌めりぐ。梶原が後にさへ
脱ぬ。一生無事ゐ送りゐひぬ。これらの進退をおりゐゐ。義包を
勇力の世ゐ勝れ。まくれのみならず。又遠謀ある人とぞかゝ古の比
都鄙良賤の夜話ぞるゐ。崇徳院の神霊ゐ朝の神通。善ゐ福し。悪
ゐ禍しのふとをのゝいひ置りけり。頼朝卿ハえ来崇徳帝の御霊を
敬信したまひしかば。ぞぐく神領を寄附したまひ。京都へも奏聞ありて。
宝祚長久の為。且世の為ゐ新院のゆ霊を崇めゐべしとぞ
させるひしかば。新院も為朝ぬしも。むし配所ゐゆぜしゐ仏ゐ
人の敬ゐ隨ゐ。神徳年ゐ灼然なり。かゝるゆや義包の子孫八郎

明神の擁護ゐりて。危難を脱れしこと少からず。建保元年の
和田合戦ゐ。義包の嫡男義氏ハ朝夷三郎義秀ゐ鎧の草摺ゐ引留
められ。既ゐ討ぞるゐ。不思議ゐ神の祐ありて恙なりて。承文和
元年ゐ。山内武蔵野の合戦ゐ。尊氏卿敗軍ぞて。新田義宗朝臣ゐ追
既ゐ討ぞるゐ。神の祐ありゐ。危窮を脱れしのゐ。
ゐ外ゐ勝利を獲て。義宗義治を越後へ奔らし。この餘度
の危難を脱れて竟ゐ海内平定ぞ握したまふゐ。全く八郎明神の
衛護ゐ人なれなゐ。惜いゐ。尊氏兄弟の行状を。為朝ゐ似
多まハざれども多ゐ。と識者ハ眉を顰たるゐ。
至りて八郎の神霊も。衛護しまゐざりゐ。十三代の間世の
静なる年ハ稀なりて。これバ祖先の遺德も憑しべゐ。その身

の高運も涛々み足ふべし。一世の富も。身後ゐ恥多し。一朝の利も。後栄ゐ損あり。孔子春秋を作る。乱臣賊子おそれ。董狐筆を絶つ。三晋おのく棄り。ちゝみ書記ことごとへ夢物かゝりゐ作ることゝも。好憎を捨て理義をゝ。情慾を省て公論を取らば。八郎ハ是。富貴の人。為朝の徳。吁至れ哉

椿說弓張月殘編　巻之五

大尾

為朝神社并南嶋地名辨畧

本朝怪談故事　巻の三ゐ異人叢話を引て云阿波の徳嶋ゐ。云名の小社あり

けり。その隣家い稲□紙理亮が屋舗ゐ。慶長壬寅の夏。この社の塀の尾落て紙理が面前ゐありしを。奴隷名るこれをゝ捨ゝりければ。俄頃ゐ炊婢撮沿ついふ。これハ是鎮西八郎為朝ゝ敬神の公業ゝ。ゝもゝゐ社の尾紙捨れゝやある。一家悉罰べゝ。荒れのゐ紙理これを焚てゝ。驚れ為朝の社なりゐば。武士の崇敬むべき神ゐ。況て神社の尾をゝ捨ること勿体なしゝれども。ゝゝぎはゐれば悔てかゝゝ赦ゝ。社を造営ゝるべしと勧解ゐければ。神の怒とけゐけん。炊婢い覚ゝり。かくて新ゐ社を造立ゝて叮嚀ゐ敬礼ゝりしゝ。神又婢女ゐ託て云神社を造立せゝるゝこと満足せり。今より十年をまゝ。主人ゐ奇特の福をゝふゝ。と示ゝゝ果ゝて甲寅の

役ふ。父子大功を顕してその家ますます繁昌せり。これよりてまたまたび為朝の社地を倍し。更ふ社を修造せしぶ。そべて吉るのこと多くりといへり。

○摂陽群談巻の十一神社の部第六十張ふ八幡社ハ河邊郡伊丹の南ふあり。鎮西八郎為朝を祭神ととと号て為朝八幡といふ。縁起をいまめ我せど今按るふ是も阿州の稲氏ゞ建立せしあや。尋ねど。

○増補越後名寄巻の三神社の部ふ刈羽郡八幡村ふ八幡の社あり。文治のゞじめ源義経朝臣潛ひて奥州へ下向のとき且くこの処へ逗留ようて義経勧清ありて鎧刀等を寄附をこの神の賞罰灼然ようり近世神木を伐られりのを罰多くることありといふ或いいふ義経その身の活命祈歎ざれのあまり叔父為朝のゆをもひめしてこの神妻を八幡宮よあひし祭り。祈願ちまひしといふ或いいふ同国弥彦の驛ふ八幡宮の小社あり。これ為朝をあるといへり。この西説い土俗の口碑ふ伝る所是不とちふび按ようふ同書同巻伊夜比古神社の條下ふ云富社の神宝ふ鎮西八郎為朝の箭の根あり。蟇股ようり股の用くふ七す余片羽の長サ八すぢり。崑入の長サ七八す。コヽ隙ふ猪目透無銘云云これを沙り伝るあや。為朝の箭の根といふりの所くふあり。信ゞがたし。

○永正年間瀧澤孫三郎源乗清ね。感得のことあつて居住の地ニ河国設楽郡瀧澤の郷ふ鎮西八郎の神を勧請を号て為朝八幡といふ。今その蹟詳ようび。又一説ふ下總国生實の大教寺ハ瀧澤山と号を浄土宗。このちの辺ふ為朝の箭の根石といふりのあり。大石ようり石の面自然と矢の根の形あり。往昔その邊の壞崩て石ハ反覆して過半土中ハ滅を故ふ今ハ矢の根ばかりといふ。この両説も里老の口碑ふ伝る所ようり。いまゞ書ふ出るをこんどといへども姑く藁を存を。

○鎌倉の星月夜の井ハむかし為朝伊豆の大嶋の配所よりし射一日渉ふ向く。

箭を發ぬしーうべ。その箭飛ぬて井の底よ墮ちるといふ。足浮淀の言し。按
そるふ鎌倉志巻の六星月夜井の條下に里俗の説を叙ふ云昔ハ此井の中ふ
書も星の影入ル故ニ名く。此邊の奴婢。ゐの井ニ汲ムとて悞て菜刀ヲ井の
中へ落したり。爾より来星の影入ル云云此ハ流ヲ汲ヤ今源倉ふ
て。鄉導せんといふ田翁牧童ハ。ともく為朝の矢の根のるとのこいふあり。
○和漢三才圖會巻の六十七。伊豆國の條下ふ云為朝社ハ大嶋ふあり。
祭神鎮西八郎為朝云云。大嶋ふ為朝の社あるこいまゞ詳ふ。ふゞ八丈の
小嶋ヲ大嶋ふ悟る欤同書ふ又云一説ふ。為朝大嶋ヲ遁れ出て琉球國ニ
至り。自主ヒ為れ彼嶋ふ亦ヲ夷ヲ治めて舜天太神宮と名ぶく云云。按
そるふ舜天ハ為朝の子なり。ちう彩父の為朝の靈況まりて。舜天
太神宮とそるる。理ふおいて稱ふゞ。侍人悞ふるあり。一書引テ中山

世譜云南宋乾道元年乙酉。鎮西為朝公。隨流至國。
生一子而返。其子名尊敦。後為浦添按司。中略國人
推戴尊敦為君。是舜天王也。又云舜天王。姓源。号尊
敦。父鎮西八郎為朝公。母大里按司妹。云云。
かの中山世譜ヲ國人紫金大夫蔡温が撰述ヲ。ところなりといふ。
又南嶋志。舜天王譜云。舜天。故將軍源朝臣義家孫。
廷尉為義子。為朝。配伊豆別及平氏。擅權朝政日衰。
常憤激欲復祖業。因浮海上。略諸島之地。遂至南嶋。
乃狥其地。而還居。未幾。官兵襲攻之。竟自殺。有遺孤。
在南中。母大里按司妹。育于母氏。幼而峻嶷。乃有父
之風。及長。衆推為浦添按司。方是時。諸島兵起。戰鬪

不息。按司年二十二。乃率其衆。一匡清乱。擧國尊稱以為王。舜天王是已。是歳文治三年也。云云。又傳信録云。舜天、日本人皇後裔。大里按司朝公男子也。云云。世譜及南嶋志ハ。舜天の母を大里按司の妹と。傳信録ハ為朝と大里按司とし。その説鉾盾をといへども。舜天の真る所ハ事實を考ふ足れり。又琉球事略ハ舜天を国人ハ推されて浦添の按司となる時ハ年十五才といへり。傳信録ハ和漢三才圖會ハ所云舜天太神宮の説ハこれ也。

○肥後國芦北郡濱村ハ矢八宮と稱る小社あり。祭神鎮西為朝。又同郡津那木といふ漁村ハ為朝の兜倉あり。両社の縁起ハこの書の第二編巻の一備考の中に収る。又甲斐國巨摩郡上宮地村ハ為朝の神社あり。縁起ハこの書の第二編巻の六、九五張ハ載る。又伊豆國八丈の屬島小嶋ハ祭る所の八郎明神の縁起ハこの書の第二編巻の一備考の條下ハ収む。神影一張同巻の端ハ摹写を。又小嶋の畧圖ハこの編の首巻ハ載る。又尾張の城南太渡太渡或ハ古渡村の為朝墳及闇森ハ為朝八幡の縁起ハこの書の第二編故考の條下ハ出せり。この六社の辯ハ既ハ載る前册ハ詳なり。もれども今類をのせこに略記を。為朝、神社。凡十一社。この餘ハ今予が臆度をもつてこれと數ふ。

○往古ハ南中諸嶋の名定ハ天朝の史書ハ掖玖又多禰と唱へり。隨書ハ始て流求と書へり。宋史ハこれハ因ふ。元史ハ瑠求ハ仍る。明の洪武中。琉球ハ改むかれば和書ハ文治建久の後まで。鬼界或ハ鬼ヶ嶋とも唱て流求と唱へ入るを。平家物語源平盛衰記ハ法勝寺の執行俊寛ハ鬼界嶋へ流されしとあるふ。よつて近世好事のの長崎より八九里洋中ニ今鬼界

と唱る。一小嶋をしめし俊寛が流されしる処くとて碑を建さりこそ。もうれども東鑑に頼朝卿遠景信房して奇賀井嶋と討しる條を按るにこの嶋ハ。俊寛の流されしる孤嶋にあらず。全く今の琉球のうちと笠也又中山傳信録に載さる所の琉球三十六嶋の圖説を併こうるに奇界と唱る一小嶋あり。大嶋の東北にあり。琉球最遠の堺さり。硫磺山へも究て遠しこれも俊寛の流さる所にあらずして欤何をもりてしるとなれば。奇界の中葉南島の總名なり。後に渚嶋の名定りて僅一小島に舊名れのとりしく。譬ば大和國に倭の里あり。三河の碧海郡に碧海の郷和名抄郷名あるが如しこの條河内に河内郡あり和泉に和泉郡あり。駿河に後河郡あれども勝て計へべからず。今に于て俊寛の配所をいづれの嶋とも定めがたし。便東鑑に記ところを證とすべし。

東鑑巻八。文治四年二月九一日條云。天野藤内遠景去月状。昨日自鎮西奈著去年窮冬令三郎従等渡貴賀井嶋窺形勢訖。令追神之條。定不可有子細。但雖相催鎮西御家人等不一揆之間頗以無勢重可被下御教書云云。所衆信房。自身可渡海之旨殊結構。然而遠景加制止之間。遣親類等尤為精兵之由載之。此事兼日風聞于京都。仍自執柄家。有被諷諫申之旨。降伏三韓者。上古事也。至末代者。非人力之所覃。彼嶋境者。日域太難測。其故實為將軍。定有煩無益欤。宜令停止。給之由云云。就之暫可令猶豫之旨。被仰遣遠景。又同年三月五日條云。所衆信房。去月之比自鎮西進書状。貴賀井嶋渡事。條々言上。

去年依窺得件形勢海路次第。令畫圖之就覽是為難儀之由諸人依奉諷詞頗雖思食止御覽繪圖之後強不可疲人力欲之由更思食立云云。此事信房殊竭大功之間今日所被加賞也。又同年五月十七日、徐云遠景已下御使等渡貴賀井嶋遂合戦彼所已帰降之由所言上也。而宇都宮所衆信房殊施勲功云云。以貴賀井ハ假字ニ井ノ字不通ニ奇界ニ又鬼界ニ似る。鬼界とあるべけて鬼ヶ嶋ともいへり。又本はく所あり。大明一統志巻八十九琉球国風俗の疏ニ寰宇記ニ云。事山海之神ニ以酒者鬪戦殺人即以所殺人祭其神王所居壁中多聚髑髏以為佳云云。これハ琉球上古の風俗ニ又その俗鬼ヲ信じ神と畏れ最毒蛇を畏ることいふ説もあり。保元物語の作者ハ為朝渡海の段を書るにやとも思ひ人を殺せば殺を而の人を以神ヲ祭れり。王の居所壁の中ニ多く髑髏を聚めて佳とするハ世俗の所云鬼魅の形状ハ似ること。保元物語ニ曹司嶋渡の段ハ為朝嶋の名と同名ハ。鬼ヶ嶋とまうした。然れば沒ぬるハ鬼の子孫ニさんいさて大ヤ宝あるぞ取出せよこんと宣へハ昔正しく鬼神なりし時ハ隠蔵隠金浮履剣などいふ宝ありけり。その比ハ他国へも渡りて日に食ふ付け贄をも取る。今ハ果報盡て宝も失せ人ヨなりて他国へ行ともいふ。さぶ鳴の名を改んとて大ヤ草多く生れば草嶋とぞ名附ける。この鳴俱して七嶋知行を足と八丈嶋のこと鳴と。以上鬼ヶ鳴を更て草嶋と八丈の四ツ嶋とあるべし。こふいふ鬼ヶ鳴ハ今の昔ヶ鳴を似ること。これども高人の形勢ハ。

寰宇記に所謂琉球上古の証に異なふべからざれども。この北鬼界といふ。鬼が島と唱へるは南嶋の惣名なれど就中琉球を斥ていへり。蓋奇異の奇怪なり。この國往古妖神現して。奇怪のことも多くり。故にこの名ありといふ。

○國史に琉球を斥て。掖玖と云るさもしは。大隅の夜句嶋より。海路とおりて往来ありしなれば。按るに大隅國駅謨郡に今なほ屋久嶋と唱る処あり。蓋古名の存せるか。又琉球の地名に。九州の地名を擬ることおりふしの少からざる肥後に佐敷と唱る所あり。水俣へ四里半。八代へも遠からざる琉球山南省に又佐敷と唱る間切あり。肥後に濱村といふ漁村あれば。琉球の勝連にも又濱村といふ村里あり。その餘の郷名大ようこの方に似たり。

○袋中の説に。南中畏るべきの甚しきものは毒蛇。昔その王大成成当作城に蛇害に遭ることありといへり。

天朝神代に。山田の大蛇あり。この後日本武尊の近江

膳吹山にて。毒蛇に斬られ給ひしが。蛇毒の為に薨じたまひしかれば。天朝の古俗毒蛇を畏ることこと南中に異ならざる。今なほ畏るべき物に喩へて鬼といふ。蛇といふ。彼我その俗亦相似たり。

○うるまの嶋といふ。琉球のことなり。臺湾をいふとの説あり。もしかれども下紐ふるまの島といふ流球なりとあれば隨て狭。なほ尋ねべし。

○近属八丈嶋なる為朝の神像東都におびただしくあるのみなりけり。その帰路相摸灘にて破船に遭ひ辛じて畏皆悉なりといへども。神像既に洋中に没しぬれば。なりはひなんことのかなしびなりしを忽然としてものごとふ海巖の上に立まへり。こたびの且款ひ且そることやがて小舟をはしてとりもどしぬといふ。さてこの神あへりて霊験多くり。又いねる丙寅の年。この書の第二編刻成く發販ととして巻帙駿海船よりくへて浪花の書賈へ送しとりくるに甚船伊豆浦

あて風波ゐ破くふれんとすと辛じて大浦人漕よりて彼荒磯ゐ両三日歌りつゝ遂ゐ順風を得て恙なく浪花へ着きうとしつゝ信ゐ不思議の因縁なりゝぶや予豈為朝の人とゐり伝歎唱をよりて今その演義の一書を大成し毎編曲ゐ井古文実を攷索せどとつゝくゐ。もれども浅陋寡聞僅ゐ十ゞ二三を獲くうり君とゐれいかれとゝや知りけん昔の世さへもひゆれバ亦不可思議の因果なるかゐる。

○為朝の譜一張を掲出して童蒙の為ゐ足つぶ杜撰ゐめぶ圏號を認て出処を考べし。○ハ十四ツ系図　△ハ源平系図　□ハ塩尻　☒ハ海島記　◐ハ難太平記　◑ハ古老の説　◎ハ中山世譜図

人皇五十六代清和天皇七世後裔。正四位下。鎮守府將軍。陸奥守。源朝臣義家嫡孫。六條判官為義ハ男。

○為朝　大精兵　第一健弓大矢猛將也　保元乱。朝敵分散之後。不知行方。隠居江州山寺。治承元九三。為佐渡兵衛尉重定被搦捕。仍同月八日進京都。被渡上下陣了。其後仰義朝。被拔左右肩。被配伊豆大嶋。後源頼朝近嶋七八ヶ所。後入鬼嶋。云云。下略

義直ノ子太郎義益ハ塩尻ニ本ツク他本ニナシ

為朝略傳ハ十四卷ノ系圖ヲ抄

塩尻ニ又為宗ト云モノヲ載ス為通朝宗ノ兄ナリ

太郎九二郎九他本ニモコレ為頼為家ヲ欠カ不審

○義實　上西門院判官代

○義直　同判官　□義盛　太郎　塩尻載之

○義信　塩尻左衛門尉

○實信　上西門院藏人　市部氏ノ祖

○義房　藏人三郎

○慶桑　伊豆ノ・塩尻作慶桑　三十卷系圖作伊豆公

○為頼　号嶋冠者　十四ノ系云猶此事有疑可尋之

○為家　改政　大嶋二郎　大嶋祖　塩尻作大嶋太郎

○為通　塩尻作大嶋二郎

○朝宗　塩尻作大嶋七郎　三十卷ノ系圖為為朝子

○右載于十四卷之大系圖

△太郎九

△二郎九

為宗當列為家下為通上為直當此朝宗末

△右載于源平系圖

□女子

□義季 市部太郎 住尾張市部莊

□義長 三郎

□烏宗 嶋ノ太郎 大島太郎為家長子

□烏直 大嶋七郎 此朝宗之子歟 附于朝宗末而無解行

□右載于天野翁塩尻

僧某 八丈嶋阿弥陀寺住持有子孫今不詳 五世孫号雲加入道其子稱熊宮

右本于海島記

義兼 足利陸奥判官義康養子 上總介従四位下 京都將軍祖

右本于難太平記

南嶋志八王寧度ヲ舜天爲ナラント記存信錄三八王尚圓ヲ義本ノ後ナラントイリカ氏中絶ス今得考ベカラス

某 号西腹 於筑後国山門郡出生 西原祖

某 号東腹 誕生地同右 東原祖

右古老所傳姑存藁ヲ

尊敦 琉球国中興主舜天王 母大里按司妹

舜馬順熈 琉球国王

義本 琉球國王

右出于中山世贊圖及中山世譜云南嶋志琉球事畧元史類篇續弘簡錄中山傳信錄等皆由之

鎮西公十三子涉獵群書以譜之大方之觀非吾之所敢也唯童蒙便于誦記耳

文化庚午林鍾 飯台 曲亭陳人解謹識

文化八歳
辛未仲春
發行
東都本所松坂町
平林庄五郎藏梓

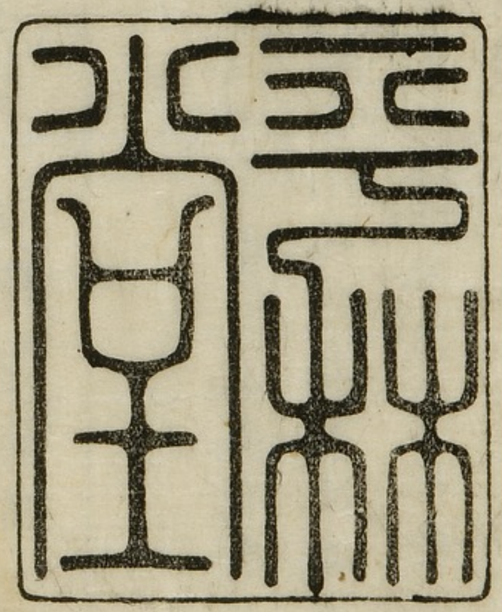

東都曲亭山東両翁著作繡像稗史發市目次

○鎮西八郎為朝外傳椿說弓張月　曲亭馬琴作　全五編三十卷
右同作　前後九卷
○滑稽遊嶌夢想兵衛胡蝶物語
○青砥藤綱摸稜案　右同作　前後十卷
○俊寛僧都嶋物語　右同作　前後十卷
○不破伴左衛門名古屋山三郎昔語稲妻表紙　山東京傳作　全六卷
○稲妻後編本朝醉菩提　右同作　前後十卷
○出雲於國歌舞伎鑑舩記　右同作　全五卷
右十五部此餘藏版画本用文不記之　平林庄五郎

鎌倉九世武將年代圖會　全十巻

高井蘭山翁原稿
長谷川雪旦画圖　東川渕夫輯綴

此書ハ本朝將軍宣任のはじめ源家數代の事跡とその中興頼朝公平氏を討て六十余州の總追捕使征夷大將軍に任ぜらるゝ鎌倉ハ基をひらくのはじめより九代の繁栄北條家の權勢諸國の治亂君臣の得失勇夫義士等の傳年月を次序しるす悉これをあらはす其文約めて繡像も特ハ精密なるをえび數百歳の来歴巻中ハ瞭然たり

甲午冬月刻成發行　東都　平林堂藏版

拾舟之地

拾遺廣輿